

浜松市立高等学校生徒心得

R6. 1. 1

前 文

私達生徒は自由のうちにも責任と規律を重んじ、楽しく明るい学生生活を送ることによって、よりよい社会の形成者となるために、以下の事項を自主的に守るよう努めなければならない。

1. 礼儀作法

1. 年長者に対しては勿論、生徒間においても敬愛の念をもち、互いに礼を失わないように努める。
2. 登校、下校及び廊下などではそれぞれ会釈をしあい明るい学校生活を送るように努める。
3. 明るく丁寧な言葉づかいに心がける。
4. 校舎内では静粛な言動に心がけ、廊下は静かに歩く。

2. 服装及び校内生活について

1. 登下校の際は原則として制服を着用する。
2. 授業終了までは、体育時以外、制服を着用する。
3. 制服に関する規定は以下のとおりである。

ア. 冬服

上着を着用し、ネクタイ・リボンを必ず着

ける。寒ければ本校指定のベスト・セーターを着用してもよい（本校指定のベスト・セーター以外は着用を禁止する）。

イ. 夏服

夏ワイシャツを着用する。ネクタイ・リボン
はしない。

ウ. 更衣の時期

冬服…10月1日から

夏服…6月1日から

ただし、5月と10、11月を移行期間とする。

エ. 冬服に関して、校内では暑ければ上着を脱いで
もよいが、必ずネクタイ・リボンをする。ただし、
集会時には上着を着用する。

また、登下校では上着を着用する。またベスト・
セーターでの登校は認めない。

オ. スカートの長さは膝頭にかかる長さ以上とする。

4. 校内においては名札をつける。

5. 靴下の色は黒・紺・白とし、くるぶしの隠れ
るものとする。ワンポイントは認めるが、ルーズソ
ックスやライン入りのソックスは認めない。

6. 式典は正装での参加のため、スカートの場合はハ
イソックスを着用する。

7. 上靴は、指定のものを使用する。

通学靴は高校生らしい黒の革靴（または合成皮

革) とする。

8. 頭髪は質素で衛生的に整え、ウェーブ、カール、染毛、脱色等は絶対にしない。化粧やピアス・指輪など不要な装飾品は身につけない。
9. コートは紺・グレー・黒とし、無地のハーフコートとする。
10. スラックスを着用する場合は必ずベルトをする。
11. 持ち物には記名する。また、各HRで貴重品袋・貴重品ロッカーを利用し、盗難防止に努める。
12. 携帯電話はマナーを守り使用する。原則として、授業時には電源を切り、鞆にしまう。

3. 届出事項

1. 海外旅行・芸能活動・自転車通学・祭典参加・エレベーター使用・学校施設の利用等については届出用紙に必要事項を記入し、許可をとる。
2. アルバイトは許可制とする（長期休業中のみ）。
3. 始業から授業終了時までの外出を禁止するが、特別の事情のある場合は許可をとる。
4. 欠席、遅刻、早退の場合は保護者からその事由を当日朝7:45～8:00の間に連絡する。
5. 原付・自動二輪・普通自動車の免許取得は認めないが、第3学年において進路内定者に限り、普通自動車の免許取得を認める。その際には指導会に出

席し許可をとる。原則として第3学年の家庭学習期間より自動車学校等への通学を認める。

6. 休日登校の際は、先生の指導を必要とする。
7. 校内外にかかわらず、盗難・紛失・交通事故等があった場合は直ちに届け出る。

4. 整頓美化

1. 常に校舎内の清潔整頓に努め、特に受持区域の清掃美化には責任をもってあたる。
2. 掃除は全員で行い、人員は各ホームルームにおいて適当に定める。

5. 公共物の使用

1. 公共物の取扱いは丁寧にし、使用後は必ず所定の場所に整頓しておく。もし、汚損した場合は届け出て適切な処置を受ける。
2. 授業以外に公共物を使用する場合は届け出て許可を受ける。

6. 教室当番

1. 教室当番の人数は各ホームルームで適当に定める。
2. 当番の任務
 - イ. 室内の清潔・整頓に留意する。
 - ロ. 時間割の変更、その他、伝達事項を正確にホー

ムルーム全体に伝える。

ハ. 当番日誌を記してHR担任に提出する。

7. 校外生活

1. 校外では本校生徒としての自覚をもって行動する。必ず身分証明書を携帯する。
2. 高校生の立ち入りが禁止されている場所へは出入りしない。
3. 飲食店に出入りする場合は、健全な店を選ぶ。
4. 交通ルール・マナーを守る。

8. 部活動について

1. 1、2年生は、いずれかの部活動に所属する。
2. 活動時間は原則として19時までとする。
3. 定期試験一週間前より部活動は禁止する。ただし、試合が間近等の理由により調整練習が必要な場合は17時30分までは認める。
4. 部室の管理は各部活動が責任をもって行う。始業より放課後までは部室の使用を原則として禁止する。体育の更衣等で部室を利用することは認めない。

9. 自転車通学について

1. 通学に自転車を使用する場合は必ず指導会に出席し許可を受ける。

2. 交通安全に十分気を付ける。
3. 変形ハンドル・ハブステップ装着・片足スタンドの自転車は許可しない。
4. 任意の自転車保険に加入することを推奨する。
5. ヘルメットの着用を推奨する。